

報告書に盛り込むべき論点の整理（案）

1. 平成24年度からの新しい障害児支援制度への移行とその後の状況等

- (1) 新しい障害児支援制度への移行（平成24年4月）までの経緯
- (2) 新しい障害児支援制度への移行後の状況
- (3) 障害児支援の種類ごとの利用の現状等
- (4) 障害児をとりまく最近の環境の変化
 - ① 障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定等
 - ② 子ども・子育て支援法の制定
 - ③ 学校教育法施行令の改正
 - ④ 第4期障害福祉計画の基本指針告示
 - ⑤ その他

1. 及び 2.
→ 資料 2

2. 今後の障害児支援の在り方を考えるに当たって重要なポイント

- (1) 基本理念
 - ① 社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
 - ② 子育て支援に対する「後方支援」としての専門的役割の発揮
 - ③ 障害児本人の最善の利益の保障
 - ④ 家族支援の重視
- (2) グランドデザイン：地域における「縦横連携」を進めるために
 - ① ライフステージに応じた切れ目の無い支援（「縦の連携」）
 - ② 保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携した地域における支援体制の確立（「横の連携」）
 - ③ 支援者の専門性の向上、専門職の確保
 - ④ 障害児相談支援の推進（全体を「つなぐ」人を確保する）
 - ⑤ 支援に係る情報の共有化（関係者が連携を進めるためのツールとする）

3. 今後の障害児支援が進むべき方向（提言）

（1）地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- ① 児童発達支援センター等を中心とした地域支援の推進
- ② 入所施設の機能の活用
- ③ 障害児相談支援の役割と拡充の方向性
- ④ 支援者ごとの専門性を活かすための協働・連携の推進
- ⑤ 地域内の関係者の連携を進めるための枠組みの強化
（（自立支援）協議会の活性化、支援に係る情報の共有化等）
- ⑥ 行政主体間の連携・市町村の関与のさらなる強化 等

(1)①の検討
→ 資料3

（2）「縦横連携」による個別の支援の充実を図るための方策

- ① 保育、母子保健等とも連携した乳幼児期の障害児の支援
- ② 教育支援委員会等と連携した小学校等入学前の障害児の支援
- ③ 学校等と連携した学齢期の障害児の支援
- ④ 就労支援等と連携した上での学校卒業後を見据えた支援

（3）特段の支援が必要なケースのために医療等との連携を進める方策

- ① 発達障害児への対応のための支援者のスキルアップ等
- ② 重症心身障害児者等に係る在宅医療等との連携

（4）家族支援の強化策

- ① 短期入所等のレスパイト（一時的休息）の支援の拡充
- ② 精神面でのケア、カウンセリング等の支援
- ③ 保護者の「子育て力」の向上
- ④ 保護者の就労のための支援の観点と具体的な対応等

(4)④の検討
→ 資料4

（5）個々のサービスの質のさらなる確保策その他の対策

- ① 一元化を踏まえた職員配置、専門性の向上等
- ② 入所施設の生活環境の改善等
- ③ 障害児が利用できる障害福祉サービス等の拡充・適用拡大に向けた検討
- ④ その他

(5)①の検討
→ 資料5

4. まとめ：子ども・子育て支援と障害児支援の計画的進展